

論文

# 青少年会館条例廃止後の大阪市内各地区の取り組みの現状と課題

——「青少年拠点施設検討プロジェクト」第一次中間報告にかえて——

住友 剛

## 要 約

本稿は二〇〇七年三月の大阪市の青少年会館条例が廃止された後の、市内各同和地区の子どもや保護者・住民などの学習・文化活動の現状と、今後の教育運動の課題などについて論じたものである。なお、本稿の内容は、部落解放・人権研究所「青少年拠点施設検討プロジェクト」が二〇〇七年八月に実施した、大阪市内二カ所の旧青少年会館の第一次現状把握調査の報告でもある。

## はじめに

かつて中村抔三は、「解放教育の原型は、学校教育にあつたのではないのではないか。部落解放運動自らが形造ってきた「教育」にどう学び、どう統一・提携してきたか、ではなかったか」と述べた。また、中村は次のようにも言う。

解放教育を形造ろうとするなら、部落の子どもたち、親たちの現実のすがたに徹底的に依拠しなくてはならない。そこから生まれる要求に、運動の形造る人間の変革に。そこから子どもをみる、教育をみる、である。こちらから、そちらを、ではない。解放教育だからというものではない。教育の対象であり主人公であるところのもの、そのものに依拠すること、それがなくてはどんな教育もなりたないだろう。あまりにも、あたりまえのこと

はないか。〔…〕<sup>2</sup>

筆者は大阪市における今年三月の青少年会館条例の廃止・市職員引き揚げという一連の青少年会館事業「解体」によって、旧青少年会館所在の各地区（以後「各地区」と略）の教育・子育てをめぐる状況などが、文献で読んだ会館設置以前の状態に戻りつつあるかのような印象を持つことがある。その頃に解放教育関係者がどのような議論をしていたかをふりかえったときに出会ったのが、前出の中村の文章である。

もちろん、この青少年会館事業「解体」の動きに対しては、筆者もくりかえし問題点を指摘し、再考を求めてきた<sup>①</sup>。また、大阪市内の子どもや若者、保護者、地元住民などの各青少年会館の多様な利用者、青少年会館で活動中のNPO関係者、部落解放同盟各支部など、多様な人々による反対の動きがあった。

しかし、青少年会館事業が実際「解体」され、すでに半年（本稿執筆の二〇〇七年一〇月時点）が経過した。また、たとえ条例廃止・事業「解体」が行われたとしても、各地区には子どもや若者、その保護者、住民（以後、子どもや若者も含めた形で「地元住民」と略）が、今もなお暮らしていることには変わりない。とすれば、そこには地元住民の教育・学習、あるいは子育てに関する何らか

のニーズがあり、そのニーズに対応する自発的な活動が、何らかの形で組織されてしかるべきであろう。また、地元住民が自発的に活動を組織するための方策を、例えば部落解放同盟大阪府連および大阪市内各支部や、子どもの人権関係のNPO団体などが検討し、実践していくことも必要であろう。そして、地元住民による自発的運動、部落解放同盟さらにはNPO団体などの側からの働きかけを通じて、あらためて大阪市側に対して、各地区<sup>②</sup>での教育（ここでは学校および社会教育・生涯学習の領域の両方を含む）や子育ての営みに対する条件整備を要求する必要があるだろうし、その要求を実現するまで粘り強く活動し続けるだけの「底力」を鍛える必要がある。

このようなことをふまえて、筆者は地元住民やNPO団体、部落解放運動関係者などが、自らの教育・学習、子育てのニーズに関する何らかの活動を立ち上げ、それが軌道に乗る段階までの青少年会館事業「解体」後の各地区の状況を把握し、必要な情報を提供する取り組みが、部落差別の問題や子どもの人権の問題などに関する研究者の側に求められていると考えた。そこで、何人かの研究者および地元で活動を続けている人々に呼びかけて立ち上げ、部落解放・人権研究所の第二回部落解放・人権研究者会議（二〇〇七年七月八日）にて作業開始を報告

したが、この「青少年拠点施設検討プロジェクト」(以後「本プロジェクト」と略)である。

また、本プロジェクトでは二〇〇七年七月八月、大阪市内一二地区のうち九地区について、青少年会館条例廃止直前から廃止後四カ月を迎えた時点での各地区の状況を、主に地元の保護者や自主サークルなどで活動中の人々、部落解放運動関係者などから聴き取る作業を行った。

そこで本稿においては、別稿として掲載予定の内容とも一部重複するが、第一次の聴き取り調査結果の報告を兼ねて、青少年会館条例廃止後の大阪市内各地区の状況について、次の「一」、「二」で紹介しておきたい。そのうえで「三」において、これまでの大阪市の行財政改革の動向等をふまえて、今後の大阪市内各地区での教育・子育て関係の運動のあり方や課題について、筆者が現在、考えていることを述べることにする。

なお、条例廃止前の大阪市の青少年会館が取り組んできた事業の内容は、例えば放課後の小学生の活動支援、地元の若者のサークル活動等への支援、不登校や非行傾向、障がいのある子どもなどへの相談・居場所づくり活動(これがいわゆる「ほっとスペース事業」)、保護者の子育て学習機会の提供、各種の講座・学習会、識字学級な

ど、実に多岐にわたる。<sup>8</sup> そのすべてを視野に入れて「以降の議論を行うことは、本稿の範囲内では難しい。そこで、青少年会館設立以前の解放子ども会以来の歴史等とのつながりを意識して、本稿では主に、地元住民のなかでも子どもや若者などの活動支援という側面に議論を絞っていくことにする。

また、大阪市内の各地区に共通した状況を説明するため、具体的な地区名や旧青少年会館の名称などをあえて伏せるとともに、必要に応じて「旧会館施設A」等の形で表記することにする。ちなみに旧会館施設は、二〇〇六年一月末に出された市長方針により、二〇〇七年度に限り暫定的に自主サークル等の利用場所として使用することが可能となった。ただし、二〇〇八年度以降どうなるかについては、本稿執筆時には、まだ大阪市側からは発表されていない。

## 一 条例廃止後の施設の利用状況等について

ここでは、青少年会館条例廃止直後から二〇〇七年八月頃までの各地区の状況を、本プロジェクトの聴き取り結果の概要をふまえてまとめおく。

まず、この四月以降、旧会館施設を利用して、各地区

で地元の若者や保護者、部落解放運動関係者、市民ボランティアなどを主な担い手として、例えば土曜日の子ども会活動や、ダンス・太鼓など自主サークル活動、夜間の中学生・高校生対象の学習会といった取り組みが始められた。また、地区によっては、旧青少年会館施設を利用して、例えば小学生を対象とした「児童いきいき放課後事業」（通常は市立小学校で実施、子どもの健全育成をねらいとした学習、遊び、スポーツ活動等を行う）が実施されているところもある。さらに、不登校など課題のある青少年を対象とした「ほっとスペース事業」は、新設の大阪市子ども青少年局の事業に位置づけられたうえで、四月以降も旧会館施設を利用する形で実施されてきたところである。

このように述べると、見かけ上は旧会館施設が多様な自主サークル、市の事業等などによって利用されており、青少年会館事業「解体」前の状況と何も変わらないかのような印象を受ける。しかし、実態はそのような状況にはない。むしろ、何のてこ入れ策も行われずそのまま放置していれば、各地区における教育・子育て関連の運動は、急速にしぼんでいくのではないかと危惧される。

例えば、旧会館施設のうち体育館・グラウンド部分の利用率は、成人の利用者も含め、地区内外のニーズもあ

って比較的順調である。例えば旧会館施設Aでは、二〇〇七年四月～六月の体育館部分の利用状況は、ほぼ九〇%台を維持している。だが、本館部分での諸活動については、現在、利用者サークルの登録と事前申込（同じ日時・場所の予約者が多い場合は抽選）が前提になっている。また、一般的に市民利用施設の場合、平日（月曜～金曜）の昼間は就労・就学者の利用が見込めないため、どうしても夜間または土曜日などに利用者が集中する傾向にある。このような事情が背景にあるためか、上記の旧会館施設Aの場合、徐々に利用状況はよくなっているものの、二〇〇七年六月で本館のある会議室が土曜日を含む午前、午後ともに二〇～三〇%前後、夜間五〇%という利用状況であった。

一方、青少年会館勤務の社会教育主事等市職員はすでに他の部署へ異動になったため、市の事業が別に行われていない限り、基本的には施設管理の要員のみが旧会館施設に配置されている状況にある。したがって、あらためて言うまでもなく、利用者側が前もって活動計画を立て、事前に予約をしなければ会議室等を使用することができない。そうなると、例えば、地元の子どもや若者が「ふらっと立ち寄って、青少年会館で何か遊んだり、本を読んだりして、家に帰る」とか、「何か困ったことが

あれば、そこにいる職員に相談する」というような「居場所」的機能は、地区内で誰かが自発的にこのような取り組みを始め、場所取りから取りかかるのでなければ、もはや旧会館施設には期待できない。

また、例えば学校生活に不適応傾向のある各地区の子どもについて、これまでは青少年会館職員が在籍の小中学校などに連絡をとり、各館における各種の学習・文化活動の枠組みなどを使って当該の子どもをサポートしていくということが可能であった。しかし、その市職員がない、従来のような青少年会館事業が存在しない以上、このような取り組みは不可能である。

別の言い方をすると、例えば地区内で何らかの課題のある子どもが「不登校」状態になれば、地元の旧会館施設で実施中の「ほっとスペース事業」の対象になるかもしれない。だが、子どもがそれ以前の段階、例えば学校に通いながらも「授業についていけない」「友達関係がうまくいかない」等の状態であれば、各地区で夜の学習会や土曜日のサークル活動等、自前の取り組みでも行わない限り、その子どもには誰も学校外でサポートをする体制がない、ということになる。つまり、子どもが学校生活において表面化させる諸課題について、各地区において地域社会の側から対応し、学校や家庭との連携にお

いて、できるだけ「軽い」状態でくいとめたり、あるいは「予防」的に働きかけたりする力が、青少年会館事業「解体」によって一層弱まったと言えるのである。

これに加えて、聴き取りを行った時期が夏休みということもあって、例えば夏休み中に毎日のように小学生の子ども自主活動を行う際の昼食・お茶などの準備の問題、プール使用の問題などが、旧会館施設の利用者や地元で活動中の人々の間から指摘された。特にプールについては、前述の二〇〇六年一月の市長方針により「廃止」となったため、夏休み中に地元の子ども（例えば就学前の子どもや小学生など）や保護者が利用できなくなり、保護者や自主サークルで活動中の人々からくり返し不満の声が寄せられた。

ちなみに、旧会館施設Bでの聴き取りの場面において、ある地元住民の方から、「今までは夜でも青少年会館に誰かいて、明かりがついていてホッとしたし、誰か顔見知りの職員がいて、ふらっと立ち寄って声をかけて帰ることができた。しかし、今は使われていない部屋の照明は消されているうえ、夜九時になると本当に誰もいなくなる。それがさみしい」という趣旨の話を聞いた。同様の話は、他の旧会館施設での聴き取りにおいても、地元民側から出された。このような点から考えると、大阪市

内の青少年会館は、子どもや若者だけでなく、保護者を含めた地元住民にとって、地区に根付き、そこにあるだけで「安心感」を与える拠点施設であったといえるのではないか。

## 二 自主サークルなどの取り組みと課題

その一方で、前述のとおり、現在、大阪市内の各地区では、地元住民やNPOなどが中心になって、旧会館施設を使った自主サークル活動が開始された。そのことによつて、旧会館施設のうち会議室等の本館部分の利用も、徐々にではあるが向上しつつある。この自主サークルの活動が今後、どの程度発展し、力をつけていくことができるかが、各地区における住民の「底力」を左右することになると思われる。

その自主サークル活動のなかには、例えば条例廃止および異動前の各館職員が、今まで勤務している館の「講座事業」として実施してきた陶芸、ヨガ、トランポリン、一輪車、ダンスなどの諸活動について、その参加者などに呼びかけ、代表者や運営体制を整え、自主サークルとして活動できるように働きかけた例があった。

また、旧会館施設Cでは、他の部署に異動後の元青少

年会館職員が、会館勤務時にかかわっていた若者の様子が気になり、例えば夜の地元中学生・高校生の学習会や太鼓サークルなどの活動のサポートに、勤務時間外にくり返し出向いていた。

あるいは、自主サークル活動の枠組みを使って、旧会館施設Bでは地元のおとなが中心になって、「この夏休み中、たとえひとりからであつても毎日、プログラムを考え、子ども会活動をやると宣言し、取り組んでいた。この施設Bの場合、地元高校生が子ども会活動でボランティア的に関わるとともに、おとな側も交代で有給休暇をとつて活動に携わるなど、まさに「献身的」ともいふべき努力によつてその活動が支えられている状況にあつた。このほか、旧会館施設Dでは、地元のNPOや部落解放同盟支部の青年部、保護者が中心になって、例えば土曜日子ども会活動、小学生とその保護者を対象とした「遊び」や「体験活動」的イベント、平日夜の中学生・高校生対象の学習会などを行っていた。

このように、各地区で地元住民やNPOなどが中心になり、旧会館施設使用の「自主サークル」という形で、徐々にかつての「解放子ども会」的な活動や、平日夜の学習会、青年サークルの取り組みが始まっている。その様子は、「はじめに」で述べた一九六〇年代末〜七〇年

代初めの状況に、表面上はよく似ている。

ただし、これらの自主サークルの枠組みでの活動も、課題は山積している。

例えば、前述の施設Bでの夏休みの子ども会活動でいえば、有給休暇をとって地元のおとなが平日、手伝いに行く状況にあった。あるいは、施設Cのように、他部署での平日の勤務終了後に、元会館職員が夜の青少年の活動をサポートしているケースもある。このような個人の献身的努力は重要であるが、しかしそれ頼みの活動では、例えばその個人が心身ともに疲れたときや、あるいは、その個人が何らかの事情で活動できなくなれば、それでその自主サークル活動は終了ということにもなりかねない。したがって、例えば新たなボランティアの募集・養成・研修や、子どもの遊びや学習などにノウハウを持つ地区内外の諸団体との連携など、何らかの形で現在、活動中の関係者への支援の取り組みが行われない限り、せっかく始まった自主サークル活動の長期継続は難しいと思われる。

ちなみに、これらの自主サークル活動に立ち現れている課題についていえば、すでに一九九〇年代半ばに、大阪府下のある地区の青少年会館事業や子ども会活動のあり方に関して、次の指摘があったことが注目される。そ

の頃から約一〇年、課題はいろいろと指摘されたが、例えば下記の課題はどの程度、府下の各地区で克服されたのであろうか。

子ども会活動は部落に限らず、日本では伝統的な市民による自主的な社会教育活動であるが、伝統的な地域性の希薄化にともなって、地域子ども会に積極的に関わる親は少なくなり、子ども会活動を維持することすら困難になっているのが現状である。このような伝統的な地域の求心力の弛緩は、被差別部落においても同様に進行しており、実際に指導員まかせにしていた子ども会活動を再び親の手に返すといっても、その引き受け手が少ないのが現状である。<sup>10)</sup>

と同時に、大阪市内の各地区はもろろんのこと、特に今後、被差別部落内の拠点施設の統廃合や事業再編が見込まれる自治体、各地区では、「たとえ施設統廃合や事業再編があっても、地区内の課題を受け止め、何か自発的に活動をやり始める人々」がどれだけ育つか、立ち現れるかが重要である。なぜなら、先に地区の「底力」という言葉を使ったが、たとえ各拠点施設の統廃合や事業再編があったとしても、そこに暮らす人々の生活課題がなお残るのであれば、誰かがそれを解決する営みに乗り出す必要があるからである。

そう考えると、さまざまな課題や問題がありながらも、現在、大阪市の旧会館施設を使って自主サークル活動を始めた人々は、それでも何か、地元住民として自発的に子ども会活動等に取り組んでいる。このことの意義を、もう少し積極的に評価すべきである。地区の「底力」を高める取り組みを考えるヒントが、今、自発的に旧会館施設で何かを始めようとしている人々の営みや意識のなかに詰まっているように思うからである。そう考えると、今後は「地元住民で自主サークルや子ども会の担い手が少ない」というだけでなく、例えば大阪市内の旧会館施設で活動中の担い手に注目して、その自発的な活動を支えている課題意識や人間関係、日々の活動を営むうえで、のノウハウなど、何がその取り組みを可能にしているのかを検討する作業も重要といえる。

一方、聴き取りの場において、前出の旧会館施設Dでは、地元の保護者や若者などから、自主サークルの活動場所確保のために旧会館施設の予約に行く場合、仕事や大学・専門学校等での学業との兼ね合いで、各館での利用申込受付時間（現在、朝九時半～夕方五時）に行くことができないという悩みも語られた。団体登録に事前申込・抽選、部屋使用に関するルールなど、旧会館施設の利用にあたってはさまざまな制約があるが、このルール

については今一度、利用者の視点から検討し直す必要がある。

しかし前述のとおり、今年度は暫定的に「市民利用施設」として旧会館施設が利用できたが、二〇〇八年度以降はわからない状況にある。今後、地元住民がどのように旧会館施設を利用することが可能なのか、その枠組みは条例廃止後半年以上たった今ですら、大阪市側から提示されていない。早急に次年度以降の利用が可能かどうか、関係者が大阪市側に問い合わせる必要がある。

### 三 今後の青少年施策・人権施策の課題

さて、大阪市の旧会館施設およびそこを自主サークル等の活動で利用中の地区住民の現状からは、今後の大阪市の青少年施策・人権施策のあり方を問うべき課題が、次の三点のようにまとめられる。以下、大阪市の施策の動向などにも触れながら、紙面の許す範囲で筆者の考えをまとめておきたい。

第一に、大阪市が現在進めようとしている市政改革の方向性や、日本政府の青少年施策の動向からすれば、実は旧会館施設を使った自主サークル活動にできる限りの

支援を行うことが、大阪市の行政当局には求められるのではないか。

例えば、「大阪市創造都市戦略Ver.1.0」（以後「創造都市戦略」と略）では、「大阪の個性や蓄積した資産・資源を活かしつつ『人』の重要性に注目した取組みにより、創造性に富んだ人や企業が活発に活動し、その活動に惹かれてさらに人や企業が集まり、新たな都市活力創出の好循環を生み出していく」ことをめざすという、新たな都市経営の方向性を打ち出した<sup>11)</sup>。また、この「創造都市戦略」では、「創造人材の群生をつくる」という方針から、「子どもたちの創造性を高める」という施策の方向性を打ち出している。この文言を全文引用すると、以下のとおりである。

・家庭、地域等と協働・連携し、地域の人材の参画を得ながら、人間の基礎を形づくる幼児期の育成・教育から学校教育まで、子どもたちの心や体、創造性を高める機会の充実。

・一流の人材や作品、実物に接する機会や創作の現場などを体験する機会などを通じて、子どもたちの科学・技術、文化・芸術、地域の歴史や伝統等に関する理解を深める、創造性豊かな大阪人の基礎づくり<sup>12)</sup>。

さらに、この「創造都市戦略」では、「公民の遊休空

間や施設および既存の取組みを活用した創作活動・練習・発表の場・機会の充実、活動のサポートなど、創造人材が育ち活動しやすい環境づくり<sup>13)</sup>」という方針も打ち出されている。また、「市民の誇りにつながる地域をつくる」という方向性から、「地域活動への参加促進に向けた取組み」「地域の歴史・伝統の再発見や芸術・文化活動の振興などによる地域交流の促進」「世代間交流の促進など、地域の人々の持つ多様な知識やノウハウを活かしたいいきいきとした地域づくりの促進」といった方針も盛り込まれている<sup>14)</sup>。

現在、旧会館施設において自主サークルとして活動を展開中の地元住民の営みは、まさに「市民の誇りにつながる地域をつくる」ことや「世代間交流の促進」というべきものであり、条例廃止後の「遊休施設」を活用した子どもたちの体験活動の取り組みではないのだろうか。そう考えると、大阪市として本気で「創造都市戦略」にもとづき、「創造人材の群生をつくる」というのであれば、旧会館施設を積極的に活用して、そこで青少年の学習・文化・スポーツ活動などに関する事業や市民の自主的な取り組みへの支援を行うのが、全市民的な青少年の施策としても必要なことであろう<sup>15)</sup>。

このように、現在の大阪市政改革の動向を検討し、旧

会館施設を使った各地区での取り組みをよりよいものにしていく上で活用できそうな施策については、積極的にその有効活用をはかっていくことが必要であろう。また、学童期の子どもについて、内閣府「青少年育成施策大綱」（二〇〇三年一二月）では、例えば集団遊びの機会の確保や地域等での多様な体験活動の実施などを通じて、「社会的自立につながる活動機会の保障」や「日常生活能力の習得」を行うという観点から、放課後児童クラブや児童館、社会教育施設、地域青少年団体、NPOなどの活動を支援・推進するという方針が打ち出されている<sup>16</sup>。青少年の学校外活動の充実とこれに関わる団体等への支援は、日本政府の青少年施策として、大阪市を含めた各地方自治体に求められているのである。

ちなみに、このような「創造都市戦略」を本気で実施したいのであれば、今まで以上に全市的な社会教育・生涯学習施策の充実が必要であろうし、そのためには例えば旧青少年会館モデルの拠点施設の全市展開が必要なのではないか。かつて、「たとえば大阪市の場合、地域づくりのための施設は部落に集中しており、部落外には公民館すら設置されていない。地域サービスを念頭において全市的な生涯学習の計画がきわめて遅れているのである。[...]むしろ部落から生涯学習の発想を周辺地域に

広げていかなければならないというのが実状<sup>17</sup>」と指摘されたことは、今なお意味を有している。

第二に、筆者の見たところでは、この「創造都市戦略」でいう「都市活力の創出」は、主に企業活動など経済面での活力創出を意図しているようであり、例えば人権保障の充実に向けての地域づくり、人権施策づくりに関しての市民参加・参画といった側面での活力創出は意図されていない。となると、例えば大阪市は「創造都市戦略」を軸にしながらどのような人権施策を実施していくのか。部落解放運動をはじめとする多様な人権運動の側から、今後の大阪市の行政施策の動向を問い続けていく必要がある。

特に、例えば大幅な職員削減や施策の見直し、公共施設への指定管理者制度適用、地下鉄・バス等の公営事業の民営化など、いわゆる「行政全般のスリム化」あるいは「行政のリストラ」を進行中の現在の大阪市政を見ると、すでに「同和施策」見直しの域を越え、教育や福祉などの住民生活関連の「一般施策」それ自体が「後退」局面にあるのではないか。そのような状況下で、例えば青少年活動、あるいは社会教育・生涯学習の領域において、地方自治体としての大阪市が最低限、住民に対して保障すべきラインを、旧会館施設を利用中の地元住民の

生活状況などをふまえつつ、「一般施策の充実・後退阻止」の観点から行政当局に対して提起していく必要がある。もちろん、このことは社会教育・生涯学習の領域だけでなく、例えば就労支援や家庭の子育て支援、高齢者施策など、住民生活およびまちづくりのあらゆる場面に於いてあてはまる。

第三に、今後、大阪市では本稿で述べたような状況が当面続くことは確実であり、ここに何らかの手を打たなければ、地元住民の教育・子育て課題に関するニーズが満たされない恐れが強い。そこで今後、「一」、「二」で述べた現状をふまえ、長期間にわたって、例えば自主サークルや子ども会活動などへの積極的支援を、当事者のニーズや現状などを確認しながら我々として行っていく必要がある。また、自主サークルや子ども会活動の「担い手」育成、研修などを、細々とはあっても我々の手で継続していく必要があるだろう。

## おわりに

本稿の締めくくりにあたって述べておきたいことが三  
点ある。

一点目。「一」、「二」で紹介した旧会館施設利用の現

状等、および「三」で述べた今後の課題については、本プロジェクトで行った聴き取りの結果にもとづき、筆者がまとめたものである。したがって、文責は本プロジェクトではなく、筆者にあることをお断りしておく。また、聴き取り調査にご協力いただいた人々に、あらためてこの場で感謝の気持ちを伝えたい。

二点目。旧会館施設での自主サークル活動支援や、大阪市の今後の青少年施策・人権施策のあり方を問う作業などには、できるだけ多くの人々の力を結集していくことが必要不可欠である。そのためには、地元住民の力を結集していくだけでなく、地元外からの積極的な支援も必要だと考える。今後、大阪市内各地区の地元住民やNPO、部落解放運動、人権運動などの関係者から要請があった場合は、筆者もできる限り協力をしていきたい。また、本稿の読者にも、この場を借りて、できるだけご協力をお願いしたい。

三点目。すでに周知のとおり、大阪市では人権文化センター、障害者会館、高齢者施設など他の拠点施設も、青少年会館同様「同和施策見直し」動向のなかで今後の存続が危ぶまれている。筆者としては、他の地区内拠点施設の今後のあり方も含めて、青少年会館の今後とも考えていく必要があると考えている。そのこともあらためて

付記しておきたい。

## 注

(1) 中村抃三「解放の学力」(解放教育研究会編『双書解放教育の實踐 4 解放教育の内容と課題』明治図書、一九六九年) 一九一頁。

(2) 中村抃三「序論」(解放教育研究会編『双書解放教育の實踐 1 解放運動と教育』明治図書、一九七〇年) 一二頁。

(3) 大阪市内の青少年会館設立当初の實踐や、設立にいたる経過などについては、次の論文で詳しく述べた。

・住友剛・齋藤尚志「大阪市立青少年会館における社会教育事業のあゆみ(1)——一九七〇年代の大阪市議会における議論の検討を中心に——」(『京都精華大学紀要』第三二号、二〇〇七年)

・住友剛、齋藤尚志「大阪市立青少年会館における社会教育事業のあゆみ(2)——一九七〇年代における子ども会活動の検討を中心に——」(『京都精華大学紀要』第三三三号、二〇〇七年)。

(4) 青少年会館条例廃止等の大阪市側の方針の問題、あるいは、条例廃止等の大阪市の方針に反対する取り組みについては、例えば、次の文献を参照してほしい。

・姜清淑「青少年施策の充実・推進と市民主体のまちづくりをめざして」(大阪市政調査会『市政研究』第一五四号、二〇〇七年一月)

・拙稿「青少年施策充実に逆行、再考を」(『部落解放』二〇〇七年三月号)

・拙稿「逆風」のなかでの青少年施策充実にどう取り組むか」(『部落解放研究』第一七五号、二〇〇七年四月)

・部落解放同盟大阪府連住吉支部「青少年会館の新たな活用をめざして——青少年会館条例廃止前と廃止後の住吉地区の取り組み——」(『ヒューマンライツ』二〇〇七年九月号)。

このほか、次のブログでは、大阪市の日之出青少年会館での子どもたちの条例廃止反対運動の取り組みなどが紹介されている。ブログ「その理由(わけ)…」 [http://blogs.yahoo.co.jp/reasons\\_hm](http://blogs.yahoo.co.jp/reasons_hm)

(5) 正式名称は「青少年対象施設を中心とした各地区拠点施設のあり方」検討プロジェクトで、「青少年拠点施設検討プロジェクト」は略称である。

(6) なお、本プロジェクトとしては今後も条例廃止後三年程度(二〇一〇年頃まで)、大阪市内の旧会館施設の利用状況等を継続して把握する予定である。

(7) 拙稿「大阪市の青少年会館条例廃止は各地区に何をもたらしたか？」(『ヒューマンライツ』二〇〇七年一月号)掲載予定。なお、注(4)に紹介した部落解放同盟大阪府連住吉支部の報告は、青少年拠点施設検討プロジェクトの二〇〇七年七月例会での報告をもとに、支部関係者にまとめていただいたものである。

(8) かつて西田雅一は、今後の青少年会館がなすべき基本的な機能として、①子ども育成事業、②生涯学習企画支援事業、③人権教育総合相談事業、④人権情報発信事業、⑤施設提供・教育活動支援事業等の五つを挙げた。もちろん、この①～⑤の各事業のなかに、さらに多様な活動が展開されるわけである。この点については、西田雅一「これからの青少年会館」(部落解放・人権研究所編『大阪発・解放教育の展望』解放出版社、一九九九年)を参照。

(9) 大阪市「地对財特法期限後の関連事業等の総点検調査結果に基づく事業等の見直し等について(方針)」二〇〇六年一月二十九日。

(10) 鍋島祥郎「北芝地区にみる地域教育資源のリストラ」(部落解放研究所編『地域の教育保障と学力保障』解放出版社、一九九六年)一二〇頁。

(11) 大阪市経営企画室(編集)「大阪市創造都市戦略 Ver1.0

～市民主導の創造都市づくり～」二〇〇七年三月、二二頁。

(12) 同上、二四頁。

(13) 同上、二三頁。

(14) 同上、二六頁。

(15) 実際、大阪市の今後の青少年施策について共に考える市民の会(略称・市民の会)は、二〇〇七年五月二十八日に大阪市側に提出した政策提言・意見書(第二次)「創造都市戦略に対応した新たな青少年施策のあり方について」で、旧青少年会館施設等を活用し、市民と行政とが協力して運営に携わる形で、積極的に全市施策として青少年の体験活動等を支援する施設・「青少年活動支援センター(仮称)」を設置する案を打ち出した。

(16) 内閣府政策統括官(総合企画調整担当)『青少年の育成を考える』ぎょうせい、二〇〇四年、三八二～三八五頁を参照。

(17) 鍋島祥郎、前掲論文、一三六頁。